同

5

6

6

后川朱公報

令和 3 年 2 月 5 日 第 13377 号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

1

1

3

5

告 示

○県道の区域の変更

(道路整備課)

公 告

○特定調達契約に係る企画提案書の募集公告

(文化振興課)

○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

(経営支援課)

○県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告

(農業基盤課)

○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

公安委員会

○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正

監查委員

○定期監査結果公表

○財政的援助団体等監査結果公表

告示

石川県告示第29号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 1 項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。なお、その関係図面は、令和 3 年 2 月 5 日から同月19日まで縦覧に供する。

令和3年2月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の		ヹ 域		関係図面の
路 脉 名	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	縦覧場所
	羽咋市柳田町六九65番1地先から	旧	22.10~131.18	4, 786. 0	中能登土木
金沢田鶴浜線	初呼川郷田町八九00番1地元から	130.00	percentage develop end appropriate to provide	100 E 100 100 100 100	総合事務所
75 1/ C F-1 F-10 1/2/1/2/	羽咋市上中山町コ18番1地先まで	新	25.88~131.18	4, 786. 0	のと里山海道課
	羽咋郡志賀町上棚ち6番地先から	旧	32.40~164.37	960.0	.,
JJ	羽咋郡志賀町上棚ぬ29番4地先まで	新	38.94~176.85	960.0	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,

公 告

特定調達契約に係る企画提案書の募集公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る企画提案書の募集を実施する。

令和3年2月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達の概要

(1) 調達件名及び数量

石川県立図書館第二期新システム (その1) の構築業務委託 一式

(2) 調達内容

石川県立図書館第二期新システム(その1)の構築業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 履行場所

仕様書による。

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

2 参加資格

次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和2年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和2年石川県告示第119号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 石川県立図書館第二期新システム(その1)の構築業務委託候補者選定に係る公募型プロポーザル実施要領 (以下「実施要領」という。)に定める参加資格を有する者であること。
- 3 実施要領等の配布方法等
- (1) 配布期間

令和3年2月5日(金)から同年3月17日(水)午後1時まで

(2) 配布方法

以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/library_seibi/newlib-sys2_propo2021.html

- 4 参加申込手続書類の提出期限等
- (1) 提出方法

実施要領に示す方法による。

(2) 提出期限

令和3年2月26日(金)午後1時まで

(3) 提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地(行政庁舎10階) 石川県県民文化スポーツ部文化振興課新図書館整備推進室 電話番号 076-225-1346

- 5 企画提案書の提出期限等
- (1) 提出方法

実施要領に示す方法による。

(2) 提出期限

令和3年3月17日(水)午後1時まで

(3) 提出場所

4(3)の提出場所と同じ。

- 6 委託候補者の選定及び契約
- (1) 委託候補者の選定にあたっては、石川県立図書館第二期新システム(その1) の構築業務委託候補者選定プロポーザル審査委員会において、提出された参加申込手続書類、企画提案書、及びプレゼンテーション(質疑応答を含む。) の内容について審査を行い、最も優れた者を委託候補者として選定する。
- (2) 委託候補者と契約条件を協議の上、契約を締結する。
- 7 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地(行政庁舎10階)

石川県県民文化スポーツ部文化振興課新図書館整備推進室

電話番号 076-225-1346

電子メール newlibrary@pref. ishikawa. lg. jp

- 8 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 6(1)のプレゼンテーション (質疑応答を含む。) への出席及び提案書等の作成並びに提出に要する費用は、す

3

べて応募者の負担とし、提出書類等は、返却しない。なお、提出書類等の機密保持には、十分配慮する。

- (4) 詳細は実施要領及び仕様書による。
- 9 Summary
- (1) Item and quantity of service requested

Ishikawa prefectural library the secondary total information system (Part1) 1 set

(2) Period of implementation

From the date of contract execution to March 31, 2022

(3) Deadline for application form submission

1:00 p.m. 26 February 2021

(4) Deadline for proposal submission

1:00 p.m. 17 March 2021

(5) Language and currency used in the contracting procedure

The language and currency used in the contracting procedure shall be Japanese and Japanese currency.

(6) Contact details

New Library Planning Office, Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL (076) 225-1346

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和3年2月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ蓮花寺店

野々市市西部中央土地区画整理事業47街区1 外28筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 令和2年9月11日

3 市町の意見の概要

市町名 野々市市

意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ・店舗駐車場の混雑によって周辺道路が渋滞しないように配慮し、安全対策について万全を期してください
 - ・出入口①については、交差点に近接しているため事故防止の観点から「左折 in 左折 out」を誘導するよう要望します
- (2) 騒音の発生にかかる事項
 - ・騒音等について、近隣に配慮して営業してください
- (3) その他の事項
 - ・野々市市建築・開発指導要綱に基づき、必要な手続きを行って土地開発を進めてください
 - ・土地区画整理法第76条第1項許可申請をしてください
 - ・ 西部中央地区地区計画の届出をしてください (自立広告物の設置位置要確認)
- 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和3年2月5日から同年3月5日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

明文堂書店金沢県庁前本店

金沢市鞍月5丁目158 ほか13筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店 舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 令和2年9月11日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(1) その他の事項

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 音見の縦管期間

令和3年2月5日から同年3月5日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢大河端西複合施設

金沢市大河端西二丁目31 他16筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表 者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の 氏名の変更

公告日 令和2年9月11日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(1) その他の事項

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和3年2月5日から同年3月5日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルビス明倫通り店

野々市市堀内四丁目91番地 外54筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 公告日 令和2年9月11日 3 市町の意見の概要

市町名 野々市市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和3年2月5日から同年3月5日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢大河端複合店舗

金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施行地区内7街区

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店 舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 令和2年9月11日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(1) その他の事項

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和3年2月5日から同年3月5日まで

県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、次のとおり県営緊急耐震工事計画を定めたので、その関係書類を令和3年2月8日から同年3月10日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年2月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

	地区名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
1	松川 堤 地 区		県営緊急耐震工事計画書の写し	羽咋市産業建設部農林水産課

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和3年2月8日から同年3月10日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間

満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から 起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取 消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知っ た日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年2月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
吉野屋地区	県営ほ場整備事業	県営土地改良事業変更計画書の写し	宝達志水町農林水産課
口对压地区	(機構関連型)		玉连心小門反怀小庄林

安 委 員 会 公

石川県公安委員会告示第8号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。 令和3年2月5日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢東警察署管内の表746の項及び747の項を次のように改める。

			百坂町方向から柳橋町方向	自動車及	7:00から9:00
746	746 国道359号 金沢市小坂町中91番地2先		金沢市小坂町中91番地2先 への左折及び三池町方向へ ひ		まで(日曜日、休
		の右折	付自転車	日を除く。)	
			鳴和1丁目方向から神谷内	自動車及	7:00から9:00
747	国道359号	金沢市小坂町中67番地先	東交差点方向への右折及び	び原動機	まで(日曜日、休
			三池町方向への左折	付自転車	日を除く。)

別表第11 (最高速度の指定) 白山警察署管内の表239の項及び402の項を次のように改める。

	239	一般県道松任美川線	白山市北安田町1763番地1先から 白山市千代野南一丁目3番地6先ま で	約360 メートル	毎時40キロメートル	終日	車両(原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。)
	402	市道E197号線	白山市法仏町684番地先から	約520	毎時30キロ	終日	車両(けん引③を
402	川垣上191万脉	白山市宮保町561番地2先まで	メートル	メートル	水ミロ	除く。)	

別表第14(進路変更禁止及び進行方向別通行区分)金沢中警察署管内の表40の項を次のように改める。

40	国道157号	金沢市野町1丁目1番38号先から 金沢市野町1丁目1番32号先まで (片町交差点方向から野町広小路交 差点に至る方向)	約60 メートル	3本	終日	道路左端から数えて1番 目の車両通行帯は直進及 び左折、2番目の車両通 行帯は直進、3番目の通 行帯は右折とする。
----	--------	----------------------------------------------------------------------	-------------	----	----	-----------------------------------------------------------------------

監 査 委 員

定期監查結果公表

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定により、令和2年度監査を、石川県監査委員監査基準 (令和2年石川県監査委員告示第1号) に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和3年2月5日

石川県監査委員 焼 田 宏 明 戸

増 江 啓

百 山 本 次 作 奥 村 豊 司 美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和元年度及び令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業 の管理(以下「財務事務の執行等」という。)を対象とした。

2 監査の着眼点(評価項目)

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、そ の組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を 実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、 監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監査の対象期間	監 査 の 結 果
金沢西高等学校	令和2年12月25日	令和元年10月1日~ 令和2年9月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
自治研修センター	IJ	JJ	II
金沢北陵高等学校	JJ	JJ	II.
南部家畜保健衛生所	JJ.	IJ	II
金沢向陽高等学校	IJ	IJ	II
いしかわ特別支援学校	"	11	II
医王特別支援学校	JJ	"	II
金沢産業技術専門校	令和3年1月22日	令和元年11月1日~ 令和2年10月末日	n
金沢教育事務所	JI .	11	n n
金沢錦丘中学校	Л	令和元年10月1日~ 令和2年9月末日	n
金沢錦丘高等学校	"	II.	II.
こころの健康センター	11	令和元年11月1日~ 令和2年10月末日	II
保育専門学園 "		11	"
消防学校	JJ	IJ	II.

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第7項の規定により、令和2年度監査を、石川県監査委員監査基準 (令和2年石川県監査委員告示第1号) に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和3年2月5日

石川県監査委員 焼 田 宏 明 増 江 啓 百 山 本 次 作 百 奥 村 豊 美 百

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和元年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体

及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行(以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。)を対象とした。

2 監査の着眼点(評価項目)

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の 監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 団 体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
		財政的援助等に係る出納その他の事務の
社会福祉法人芙蓉会	令和2年12月25日	執行は、おおむね適正に処理されていると
		認める。
石川県中学校体育連盟	令和3年1月22日	JJ
公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター	JJ	JI